

第1章

審査用技術情報とその管理事務

1-1	基準適合性審査の定義.....	2
1-2	審査用技術情報とその管理事務の定義.....	3
1-3	審査用技術情報管理事務に係る手数料.....	4

1 - 1 基準適合性審査の定義

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（抄）

（道路運送車両の検査に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査）

第七十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車が保安基準に適合するかどうかの審査（以下「基準適合性審査」という。）を機構に行わせるものとする。ただし、次条の規定により軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行わせる場合における基準適合性審査については、この限りでない。

2～5 （略）

1 - 2 審査用技術情報とその管理事務の定義

○道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（抄）

（軽自動車検査協会の検査等）

第七十四条の三 国土交通大臣は、次章の規定により軽自動車検査協会が設立されたときは、軽自動車検査協会に、この章に規定する自動車の検査に関する事務（第六十一条の二及び第六十三条第一項の規定による事務並びに基準適合性審査に必要な技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものの管理に関する事務（第二条第二項において「審査用技術情報管理事務」という。）を除く。）であつて軽自動車に係るもの（以下「軽自動車の検査事務」という。）を行わせるものとする。

2～7 （略）

※第 1 項：道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）にて改正

○道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）（抄）

（基準適合性審査に必要な技術上の情報）

第四十五条の四 法第七十四条の三第一項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道路運送車両の保安基準に定めのあるものであつて自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号
- 二 前号の符号を記録する装置との通信により当該符号を取得するための情報

※本条：道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 6 号）にて追加

1 - 3 審査用技術情報管理事務に係る手数料

○道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（抄）

（手数料の納付）

第百二条（略）

一～十二（略）

2 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者は、実費（審査用技術情報管理事務に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国（協会にその申請をする場合には、協会）に、審査用技術情報管理事務に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

3～8（略）

※第 2 項：道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）にて追加

○道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）（抄）

（国又は協会及び機構に納める手数料）

第二条 法第百二条第二項の規定により、国又は協会に納めなければならない手数料の額は、次のとおりとし、機構に納めなければならない手数料の額は、一両につき四百円（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車にあつては、零円）とする。

（略）

※本条：道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 238 号）にて追加